議第68号 呉市税条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)により,市税の各税目における措置の創設,見直し等が行われたことに伴い,所要の規定の整備をするものです。

2 改正の内容

(1) 個人の市民税

ア 給与所得者の扶養親族等申告書における記載事項の簡素化

給与所得者の扶養親族等申告書については、給与支払者から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、給与支払者の名称、自己と生計を一にする配偶者や扶養親族の氏名等を記載し、その給与支払者を経由して、住所所在地の市町村長に提出しなければならないこととされています。

このたび、当該申告書に記載すべき事項が、その年の前年の申告内容と異動がない場合には、その記載すべき事項の記載に代えて、その異動がない旨の記載によることができることとされましたので、関係規定の整備をします。

イ 森林環境税の導入に伴う規定の整備

森林の有する地球温暖化防止や災害防止等の公益的機能の維持・増進をするために令和6年度に森林環境税(国税,一人年税額1,000円)の賦課徴収が開始されることに伴い,関係規定の整備をします。

(2) 軽自動車税

ア 特定小型原動機付自転車の車両区分創設に伴う規定の整備

道路交通法の一部を改正する法律(令和4年法律第32号)及び道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令(令和4年国土交通省令第91号)により,現行の原動機付自転車から区分して新たに特定小型原動機付自転車(一定の要件を満たすキックボード等)が定義されたことに伴い,関係規定の整備をします。

イ 軽自動車税の環境性能割及び種別割の賦課徴収の特例

不正を行った自動車メーカーを所有者とみなして納税不足額を徴収する際に加算する割合が100分の10から100分の35に変更されたことに伴い、関係規定の整備をします。

(3) その他

法令改正による引用条項の移動等に伴い, 関係規定の整理をします。

2 施行期日

(1) 令和5年7月1日

軽自動車税(特定小型原動機付自転車の車両区分創設に伴う規定の整備)

(2) 令和6年1月1日

個人の市民税(森林環境税の導入に伴う規定の整備)

軽自動車税 (軽自動車税の環境性能割及び種別割の賦課徴収の特例)

(3) 令和7年1月1日

個人の市民税(給与所得者の扶養親族等申告書における記載事項の簡素化)